

「生活保護開始仮の義務付け認容決定」の社会福祉学的考察

A Preliminary Ruling for the Commencement of Public Assistance from a View of the Study of Social Welfare

高木博史*

Hiroshi TAKAGI

はじめに

2009年12月22日、わが国の司法制度において「仮の義務付け」制度が創設されて以来、生活保護分野で全国で初めてこの制度が適用された認容決定が那覇地方裁判所によって出されている。「仮の義務付け」は「本訴」に付随する申立てで、「本訴」の訴訟が長期化する間、申立人の生活や権利を「仮に」救済する制度であり、とくに緊急性が認められる場合に有効な手段となりうるものである。

本決定は、新制度の活用という法律的な観点からも画期的な成果であったが、そこに至るプロセスにおいて社会福祉士による生活分析・生活支援がかなり大きな影響を与えたという意味で、生存権を擁護する社会福祉・社会保障といった観点からも大きな意味を持つことになった。一方で、前例がなかったということや生活保護分野というきわめて緊急性を要する事項でもあることから、今後の動向も大いに注目される決定となったが、法律的な観点以外からの検証は数少ない。

本稿は、本決定に対して法律的観点のみならず、社会福祉学的考察を進めることで、今後の生活保護支援のあり方、あるいは、生活保護訴訟を含む社会福祉・社会保障訴訟における社会福祉専門職（社会福祉士）の関わり方を示唆することを目的としている。

1 「生活保護開始仮の義務付け認容決定」 の社会福祉学的考察の必要性

1) 生活保護開始仮の義務付け認容決定へのプロセス

まず、生活保護の開始を求める「仮の義務付け」が認容されるまでのプロセスについて言及しておきたい。なぜならば、このプロセスこそが本稿の社会福祉学的考察の必要性を提起しているからである。

本決定は2009年8月に筆者を含む社会福祉士2名によって沖縄県那覇市に設立された独立型社会福祉士事務所「いっぽいっぽ」への相談事例に始まる。

70歳代の高齢女性（以下Aさん）がその場しのぎの借金を繰り返していたために生活保護を廃止され生活に困窮してしまっていた事例である。Aさんはそれまでも何度も生活保護申請を行っていたが、その度に却下処分となり、設立間もない「いっぽいっぽ」に相談があった8月上旬にはすでに電気・ガスなどのライフラインが停止していた。日々の食糧は他の生活保護受給者の友人より提供を受けるなど生活状況は困窮をきわめていた。こうしたなか、6月に行っていた申請も却下処分となっていたが、わずかに不服審査請求が可能な期間が残っていたために、この6月の申請について、「いっぽいっぽ」がAさんをサポートす

*社会福祉学部助教

る形で沖縄県知事に対し不服審査請求を行った。不服審査請求が受理されると処分行政庁（那覇市）より弁明書が送付されてきた。そして、それに反論を行い県知事による裁決が行われた。

結果は「棄却」であった。Aさんの生活実態は困窮をきわめ、健康状況も高齢で糖尿病を患っており、芳しくないなかでの棄却裁決に「いっばいっば」の社会福祉士は驚きを隠せなかった。なぜならば、提出した反論は、社会福祉士として面談を重ね、借金を繰り返すというAさんの金銭管理能力や申請に係る手続き的な違法性、そして、医療も十分に受けられていない現在の困窮をきわめている生活実態について詳細な分析を行ったものであったからである。

このような状況になり、司法（弁護士）の手を借りなければAさんの生活を再生する手段が他になくなっていた。幸い、「いっばいっば」も加入していた弁護士や司法書士が中心となって生活保護支援を行っている団体のメーリングリストで協力の呼びかけを行ったところ、一人の弁護士に呼びかけに応じてもらうことができ、その弁護士より「仮の義務付け」を申立てることを提案されることとなった。しかし、「仮の義務付け」は2005年より施行された比較的、新しい制度でもあり適用例も少なく、申立てに係る要件もかなりハードルの高いものであった。しかし、Aさんの状況を改善するために他に手段もない。ここから「いっばいっば」の社会福祉士と弁護士の連携が始まったのである。

社会福祉士が困窮しているAさんの日々の生活を直接的に支援し、弁護士に生活実態を伝え、弁護士がそれを訴状や反論書に反映させるといった作業が繰り返された。

その結果、2009年12月22日、全国で初めてとなる生活保護開始仮の義務付け認容決定が行われることとなった。本決定について、那覇市は即時抗告を行っていたが、福岡高等裁判所那覇支部がこれを棄却し既に確定している。

以上が、本決定が行われるまでのプロセスの概略である。

2) 「仮の義務付け」とは何か

まず、まだ一般的には、あまり浸透していない

「仮の義務付け」とは何かということについて言及しておかなければならない。

実は、この「仮の義務付け」は2007年に改正された「社会福祉士及び介護福祉士法」によって社会福祉士養成のカリキュラムも大きく変化したが、その中で、新しく創設された科目である「権利擁護と成年後見制度」という科目のテキスト（中央法規刊）にも記載がある。「権利擁護と成年後見制度」は、養成カリキュラム改正前の「法学」に相当する科目であると考えられるが、より「権利擁護」や「成年後見制度」を理解する上で必要な知識として周辺領域の法律等について学習する科目となったと位置付けられるであろう。

社会福祉士の養成カリキュラムは、この「権利擁護と成年後見制度」のみならず、ほぼすべての科目が名称を変え、より具体的な制度や理念について学習する体系となった。

こうしたところからも資格創設から20年余りを迎え、社会福祉士の実践や研究の蓄積が国家資格として必要な知識の水準を押し上げてきたといえる。すなわち、社会福祉士養成カリキュラムの変化は社会福祉学の発展の一端を示したものであるともいえる。そして、「仮の義務付け」は社会福祉士が身につけておくべき周辺領域としての法律知識の一つとなったともいえる。

当該のテキストによれば、「仮の義務付け」は、2004年に改正された行政事件訴訟法（2005年4月1日施行）によって追加されることになった「義務付け訴訟」の一つとして位置づけられている。この中で「義務付け訴訟」とは「①許可の申請などに対して、行政庁が処分すべきであるのにしない場合（行政事件訴訟法第3条第6項第1号）、②例えば隣地の建物が違法建築で、極めて危険な状態にあるのに、行政庁が建築基準法などに基づき改善命令、取壊し命令をしない場合（同条同項第2号）に提起できる類型である」¹⁾と解説している。さらに『②の場合、義務付け訴訟は重大な損害が生ずるおそれがあり、その損害を避けるために適当な方法がない時に限って提起できる』とされ、償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があれば、裁判所は行政庁に対し『仮の義務付け』を命じる決定を行うことができるようになっていく（第37条の5）。²⁾と述べられ

ている。

しかしながら、このままでは本事例が具体的にどのような状況であったのかということが分かりにくいことから当時のAさんの状況をあてはめてみることにする。

すでに述べたように、Aさんは、8月に相談に訪れた時には電気・ガスなどのライフラインが停まり、日々の食糧も生活保護受給者の友人に提供を受けており、さらに、持病の糖尿病の悪化も疑われている状況であった。そもそも生活保護は「最低限度の生活」が営める程度の給付がかなり厳密に適用されてくる中で、生活保護受給者の友人からの食糧提供を受けながら生活している状況は、当事者であるAさんのみならず、その友人の生活さえも脅かしている状況である。こうした状況が継続的に続けば、当然、生命に危険が及ぶ状況となる。Aさんの生活実態は「急迫状況」にあたり、放置すれば確実に死にいたる危険性がひじょうに高い状況にあった。つまり、Aさんが死に至ってしまうという状況＝「償うことのできない損害」である。また、この「仮の義務付け」の申立ては訴訟の本案に付随してできる申立てであり、通常、訴訟は長期化する傾向にあるので、係争中に「償うことのできない損害」が起ころうる事態が発生しないとも限らないので、緊急の必要性があれば「仮に」救済ができるという制度が「仮の義務付け」という制度である。

3) 社会福祉学的考察とは何か

「社会福祉学的考察」といっても何をもって「社会福祉学的考察」というのかということは難しいテーマである。しかしながら、本稿のテーマとしていることから、筆者なりに定義をしておかなければならない。

今日、「社会福祉学部」あるいは「福祉系」といわれる多くの大学では「社会福祉士」の養成を行っている。社会福祉士は国家資格であり、福祉系といわれる各種資格の中でも約1カ月にわたる実習と広範な国家試験の科目数などそれなりにハードルが高い。国家試験に合格することはある意味で4年間の学習の成果の集大成であるということができるであろう。確かに、国家試験に合格することが必ずしも「社会福祉学」を修めたとい

うことはイコールではないという議論も存在するかもしれないが、「社会福祉学部」の目標の一つとして組み込まれている以上、これを否定できないことは事実である。そして、試験に合格した者は「社会福祉士」として現場や地域の実践を担っていくのである。

つまり、「専門職である社会福祉士の実践から考察を深めていくことは、それ自体が『社会福祉学的考察』にあたる」といえる。もし、このことを否定するならば「社会福祉学部」における社会福祉士養成をも否定してしまわざるを得ないといえるのではないだろうか。

一方で、本事例の中に登場する地域に事務所を構える「独立型社会福祉士事務所」の実践研究や活動の分析・考察は、それほど多くはない。それは、「独立型社会福祉士事務所」が、まだあまり普及していないこと、さらに、その中でも生活困窮者支援を主な事業内容としている場合が少ないということがある。そうした意味では、生活困窮者支援を行う独立型社会福祉士事務所の活動を分析し、考察を行っていくことが社会福祉士の実践の質の向上に寄与できるのではないかという観点からその必要性が示唆されている。

また、単に社会福祉士の実践を通しての分析・考察のみにとどまらず、わが国の社会福祉・社会保障制度の最も基本的な理念としての日本国憲法第25条に規定される生存権を擁護するという立場とは何かという点についても問われるべき課題であるといえる。

このように、社会福祉士の実践と日本国憲法第25条に規定される生存権の理念をどのように具体化していくのか、あるいはどのように当事者の権利擁護を行っていくのかという視角から考察を行うことによって「社会福祉学的考察」を試みることにしたい。

2 本事例における「生活保護開始仮の義務付け認容決定」の概要と意義

1) 「生活保護開始仮の義務付け認容決定」の概要

この「仮の義務付け」の申立ての係争では、処分の形式的な違法性もあったが、それよりも当事者の生活実態を詳細に検討した決定となったもの

として大きく評価できるものであり、画期的ともいえるものであった。以下、この「決定書」³⁾を基に本事例における「仮の義務付け」の概要について言及する。

この申立ては主に生活の「急迫性」と「生活保護受給前の年金担保貸付を利用した者への扱い」について争われた。Aさんの生活がいかに急迫状況にあるかを証明しなければならなかった。つまり、「仮の義務付け」が出される要件である「償うことのできない損害」に至る危険性をどれだけ表現し、正確に伝えることができたのかということが問われることになる。ここで、決定書に記されたAさん＝申立人の主張をたどることで申立て当時の生活状況を明らかにしていきたい。

まず、申立人の生活の「急迫状況」については、次のように記載されている。

「申立人は、70歳を超える高齢であり、糖尿病等の疾患を有しており、継続的に医師の診療を受けなければ生命を失う危険があるところ、平成20年12月1日に処分行政庁から生活保護を廃止（以下「本件廃止処分」という。）されて以降、月額2万8000円余りの年金生活することを余儀なくされ、病死や飢死等による生命の危機に日々さらされている。したがって、生活保護開始決定がされないことにより生じる償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があり、かつ本案について理由があるとみえるとき（行政事件訴訟法37条の5第1項）に該当する。」⁴⁾

とされている。これに対し、相手方＝処分行政庁（那覇市）の主張は

「本件廃止処分後も、申立人の近隣に居住する子二人及び友人等から金銭や食料の援助を受けていること、糖尿病治療のために定期通院を行うことができていること、異母弟から当座の支援を求めることが可能であることなどからすれば、急迫状況にあるとは認められず」⁵⁾

としている。

次に、「生活保護受給前に年金担保貸付を利用した者の扱い」についてであるが、まず、年金担

保貸付制度について説明しておきたい。年金担保貸付制度とは独立行政法人福祉医療機構が行っている事業⁶⁾で将来の年金の受給権を担保に貸付を受ける制度である。しかし、将来の年金受給権を担保にすることから問題点も多く2010年2月に日本弁護士連合会が当該事業の廃止を要望する意見書⁷⁾を出している。その問題点として、年金を生活の原資とする高齢者や障害者が一時的に生活苦を凌げたとしても借入金返済のための生活に陥ってしまう危険性を指摘している。そして、この制度を利用しているものは生活保護を受給することが制限されている。Aさんは、この制度の利用が2回目であったことが判明している。そこで、この2回目の利用について相手方は次のように主張している。

『生活保護行政を適正に運営するための手引きについて』（平成18年3月30日社援保発第03330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。（以下『本件手引き』という。））によれば、過去に年金担保貸付を利用するとともに生活を受給していたことがある者が、再度借り入れをし、保護申請を行う場合には、資産活用の要件を満たさないものと解し、それを理由とし、原則として生活保護を活用せず、①急迫状況にあるかどうか、②生活保護受給前に年金担保貸付を利用したことについて社会通念上、真にやむを得ない状況にあったかどうかを勘案した上で生活保護の適用を判断すべきとされる。）⁸⁾

としている。ここでの争点は、この制度の2度目の利用が「社会通念上、真にやむを得ない状況にあったか」ということである。

以上のように双方の主張を整理してみたが、「急迫状況」と年金担保貸付制度の2度目の利用が「社会通念上、真にやむを得ない状況」であったことを証明することができれば、生活保護開始への道筋が見えてくるということであり、ここに次章において詳述する社会福祉士による生活アセスメントの重要性を見出すことができる。しかし、生活保護分野での仮の義務付けの適用例はなくハードルが高かったのは言うまでもない。

2) 「生活保護開始仮の義務付け決定」の意義

次に、「生活保護開始仮の義務付け認容決定」の意義について言及するが、大きく次の2点を挙げたい。

まず第一に、この生活保護訴訟において仮の義務付けが適用されることは、生存の危機にさらされているきわめて緊急性の高い市民を救済するという意味において、最も効果的な手段の一つになり得るということである。この仮の義務付け決定が出された後、地元紙である沖縄タイムスは、「貧困者救済に意義」という見出しをつけた記事を掲載した⁹⁾。その中で反貧困ネットワーク事務局長の湯浅誠氏は「裁判所がきちんと生活実態を見て判断した」とし、「仮の義務付けが一般化すれば早期に生活再建の筋道が見え、不当な対応に埋もれずに裁判の形で声を上げるインセンティブ（誘因）になる」¹⁰⁾とのコメントをしているが、このことこそが生活保護領域における「仮の義務付け決定」がなされた意義であるといえるであろう。

第二に何よりも本決定は次のように日本国憲法第25条の生存権の理念に立脚する形でなされていることは大きな意義であったといえる。

「生活保護法は、日本国憲法25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする（同法1条）ものであり、すべて国民は、同法の定める要件を満たす限り、同法による保護を、無差別平等に受けることができる（同法2条）。」¹¹⁾

本決定は、上記のように生存権の理念や原点に立ち返った上で、訴訟終了までAさんへ生活保護を仮支給することを命じたものであり、生活実態をきちんと受け止めた判断であったことが裏付けられる。

つまり、当事者の生活実態をつまびらかにすることができれば、法の理念や原点を明確にせざるを得ず、今後の生活保護訴訟にも良い意味で影響を与える可能性が拓けてきたといっても良いのではないだろうか。

3 「生活保護開始仮の義務付け認容決定」の社会福祉学的考察

ここでは、前章の「生活保護開始仮の義務付け認容決定」の意義を踏まえたうえで、社会福祉学的考察を行っていくことにする。社会福祉学的考察の定義についてはすでに述べたように専門職としての社会福祉士の実践をもとに考察を深めていくという手法を用いるものとする。本決定のプロセスを通して「法的」な解釈論などを論じる立場ではない社会福祉学的観点ともいべき4つの視点から考察を行ってみたい。

1) 「申請主義」と生活保護支援における権利擁護

1つ目は、「申請主義」の課題である。わが国の社会福祉・社会保障制度は原則として「申請主義」がとられているが、その弊害も多い。この事例のAさんは、独立型社会福祉士事務所への相談をしたという行為から社会福祉士による支援が始まっている。つまり、この女性は「専門職」とつながる機会があったという意味では、そうでない者よりも生活を維持できる可能性を持っていたといえる。この女性の場合は、最終的には訴訟にまで発展してしまっただが、もっと早い段階で社会福祉や法律の専門職とつながるチャンスがあれば違った解決の道もありえたともいえる。

一方で、専門職とつながるチャンスそのものに恵まれない人々も少なからず存在することも事実である。また、福祉事務所の窓口で自分の状況について適切に伝えられないことによって申請が受理されないケースも多い。

生活保護は日本国憲法第25条に規定される生存権を具現化するためのものである。こうした観点から「いっぱい」で取り組んでいる支援の一つに「申請同行支援」がある。生活保護の申請は本人の申請でなければならないが、「申請権」の侵害を防ぐためにも同行が大きな効果を発揮することができる。また、必要に応じ当事者に助言、時には当事者の主張を代弁しなければならないケースもあり、そうした意味では、権利擁護活動の一環ととらえることができる。

また、本事例のAさんのように70歳を超える

者が独力で不服審査請求など煩雑な手続きを行っていくことも困難であろう。専門職である社会福祉士がいかに当事者の主張に寄り添いながら、適切に制度とつなげていく支援ができるのかという視点を持ち続ける必要があるのではないだろうか。

2) 「社会福祉士」による地域生活支援

2つ目は、社会福祉士が専門職であるということである。そして、その職務内容の柱として「生活支援」があげられる。従来、社会福祉士は施設や機関での勤務が多かった。もちろん、施設や機関に所属していたとしても当事者の地域生活支援は行っている場合も多いが、より地域住民に身近であるということであれば「独立型社会福祉士」あるいは「独立型福祉士事務所」に所属する社会福祉士の職務そのものが当事者の地域生活支援であるということができる。

「いっぽいっぽ」は沖縄県内において初めての独立型社会福祉士事務所として開設されたが、そのミッションは「地域の駆け込み寺」としての機能を担っていくことにあった。年齢や性別、障害の有無といったカテゴリーを取り払い、あらゆる生活課題を抱えた者に対する相談支援活動を展開した。一方、相談に訪れる者の多くが生活困窮を理由としたものであった。本事例の当事者であるAさんもそうした来談者のうちのひとりである。Aさんに対しては、相談支援のみならず、食糧の確保や家賃滞納のため退去を迫ってくる大家との交渉、通院支援などの生活支援活動もほとんど無償で行ってきた。

しかし、本来、なぜ、そこまで生活に困窮しているのかを問うた時、一民間人である社会福祉士がやるべきことなのか、それとも、日本国憲法第25条の理念に立脚し行政の手による支援がなされるべきなのかは明白である。目の前の当事者の生活を維持しながらもこうした現状や実態を社会福祉士として行政に訴えることも行ってきたが、生活支援技術とともに、そうした活動も社会福祉士に求められるスキルになってくるであろう。

3) 「社会福祉」と「司法」の連携

3つ目は、本認容決定が社会福祉士と弁護士の

連携によって成し遂げられたことにある。「訴訟」という性格上、当事者の代理人として法廷に立てるのは弁護士であり社会福祉士は「代理人」となることはできない。一方、社会福祉士は生活分析・生活支援の専門家であり、当事者の生活を直接的に支援し、一番近くで見守ってきた存在である。現在の生活における「急迫状況」をいかに訴訟に反映させていくのかということが訴訟の行方を左右することになる。

本事例では、社会福祉士が当事者の生活分析・生活支援を担当し、法廷闘争を弁護士が担当することにより、生活実態のリアリティーを訴訟全体に反映させていくことができたのではないかといえる。具体的には通院支援や病状の把握のために医師の情報収集などである。また、刻々と変化する生活実態を随時、弁護士に伝えていくことで現時点における「急迫性」を訴え続けることができたことも「仮の義務付け決定」がなされた大きな要因の一つとなったであろう。

ソーシャルワークで重視されるものの一つに多職種連携があるが、社会福祉士がAさんに関わっている様々な職種の者と接触し情報収集を行い、それを弁護士に伝えることでなした成果であった。つまり社会福祉分野における専門家である社会福祉士と司法分野における専門家である弁護士の連携が功を奏したケースであったということができる。

4) 生活アセスメントの重要性

4つ目は、「生活アセスメントの重要性」である。この「生活アセスメントの重要性」に関わる視角は社会福祉学的考察の視角として提示する4つの中で最も中心的なものであるといえる。なぜならば、この生活アセスメントの緻密さこそが本決定に大きな影響を与えたといえるからである。また、生活アセスメントは単に生活実態についてのアセスメントのみにとどまらず、当事者のパーソナリティーや生活能力に至るまで広範なものである。本事例では年金担保貸付の2度目の利用に関してとくにAさんの金銭管理能力についての問題が浮上してきた。「いっぽいっぽ」では、Aさんと何度も面談を繰り返し、また不服審査請求後、ケース記録の開示を要求し、その中からA

さんの金銭管理能力についての懸念が出てきていた。このことについて弁護士に伝え、訴訟における追加資料に反映させてもらうことにした。また、決定に至るまでの相手方とのやり取りの中でAさんの地域福祉権利擁護事業を利用するために仮申請が行われていたり、生活保護受給にあたり借金をしない旨の誓約書を1～3回ではない複数回にわたり書かせていたことなども判明していた。

これは、年金担保貸付の2度目の利用が「社会通念上、真にやむを得ない状況にあったかどうか」ということに関連して大きな争点の一つとなった。

相手方は次のように主張している。

「②過去、処分行政庁に対し、年金担保貸付を利用しない旨の誓約書を提出していること、本件年金担保貸付を受けていることを秘匿して本件申請をしていること、本件年金担保貸付を生活費ではない滞納家賃等の支払に充てていることなどからすれば、申立人は資産活用を恣意的に忌避していることは明白であり、本件年金担保貸付を利用したことについて、社会通念上、真にやむを得ない状況にあったとも認められない。」¹²⁾

としている。しかし、上記のような実態から判断すれば「金銭管理能力の欠如」を抜きにAさんの暮らしぶりを語るのはむしろ困難あり、社会福祉士としてこの実態について正確に伝えることが必要であったといえる。

これに対し、裁判所は次のような判断をした。

「申立人の生活は質素であり浪費行為等もうかがわれず、上記借入等の背景として、申立人は適切に金銭を管理する能力に欠ける点があるものと認められる」¹³⁾

とした。そのうえで、相手方の主張の根拠となっている「生活保護行政を適正に運営するための手引きについて」についても

「生活保護受給者等が年金担保貸付を受けることにつき、他にも債務がある等の理由がある場合には、金銭管理能力習得のための家計簿記帳を指導するなどの支援を行うように努めるべきであるともされているところ、処分行政庁が申立人に対して、そのような支援を尽くしたとは認め難い。」¹⁴⁾

とし、相手方の主張を退けている。

このように、日常の生活支援の中で当事者の生活をどのようにとらえていくのかということはいよいよ重要であることが明らかになったといえる。

5 生活保護訴訟の社会福祉学的考察の意義

ここまで、生活保護分野では全国初の成果となった「仮の義務付け」について、社会福祉士がどのような動き=実践を行ってきたのかということを追っていくという手法で、法的解釈論にとどまらない社会福祉学的考察を行うことを試みてきた。

社会福祉士の専門性を問われた時、社会福祉士養成に関わる者の中でもその答えはいまだ確立されているものではない。しかし、この事例を通して、少なくとも、当事者の権利擁護を行うことで社会正義の実現に寄与しなければならないということはいえるであろう。ここで、明らかになったことが今後の社会福祉実践に活かされ、それが蓄積を重ねていくことで社会福祉学の発展にも貢献できるのではないかといえる。

「訴訟」といえば、どうしても法的な解釈論に偏ってしまう中で、「法廷には立てない」社会福祉士やソーシャルワーカーが何ができるのかということをより具体的に明らかにしていくことも必要である。とくに法律の専門家である弁護士は必ずしも生活保護分野の専門家ではない場合も多く、そこに社会福祉分野の専門家である社会福祉士が関わっていくことにより、より当事者の願いを具体化することが可能となるのではないといえる。そのような意味ではこの試みは十分ではなかったかもしれないが一つの問題提起とはなるのではなかろうか。

おわりに

生活保護訴訟は行政事件であり、その処分的是非を争うが、決定的な手続き的形式的な不備がない限り、一般的に勝訴する確率はそれほど高くはない。一方で、その処分の妥当性を問うためには、法律の趣旨や原点に立ち返って、実態の把握を行うことが最重要課題となる。

本事例は、社会福祉士が実態の把握を行い、弁護士が法廷闘争を担ったケースとしてそれぞれの専門分野を活かしたとりくみであったとことができ、ある意味では、生活保護訴訟に限らず、今後の社会福祉・社会保障関連の訴訟に大きな影響を与えるかもしれないであろう。2011年8月には、この仮の義務付けを追認するように本訴の判決もAさんに対する生活保護申請却下処分の取り消しという形で確定している。しかし、申立てから約2年半の月日が立っており、もし、仮の義務付けが出ていなかったらと考えると「償うことのできない損害」に至ってしまっていた危険性は否定できなかった。そのような意味では画期的な決定であったといえるが、そのプロセスの検証の蓄積はまだまだ少ないといえる。しかし、今後、真に国民のための社会福祉・社会保障を模索していくためには、さらなる事例の検証と考察が必要となってくるであろう。本稿がそのきっかけとなれば幸いである。

付記

本稿で取り扱った事例についてはAさん本人、及びご家族の同意を得ている。

注

- 1) 社会福祉士養成講座編集委員会編集『新・社会福祉士養成講座19 権利擁護と成年後見制度 第2版』中央法規、2009年、34-35頁
- 2) 同
- 3) 「平成21年（行ク）第7号 生活保護開始仮の義務付け申立事件」決定書
- 4) 同、2頁
- 5) 独立行政法人福祉医療機構ホームページ

<http://hp.wam.go.jp/guide/nenkin/outline/tabid/251/Default.aspx>

(2011年11月アクセス)

- 6) 「年金担保貸付事業の廃止についての意見書」日本弁護士連合会、2010年2月18日付
- 7) 同、4頁
- 8) 同、3頁
- 9) 沖縄タイムス、2010年2月21日付
- 10) 同
- 11) 「平成21年（行ク）第7号 生活保護開始仮の義務付け申立事件」決定書、8頁
- 12) 同、4頁
- 13) 同、9頁
- 14) 同、9-10頁

参考文献・資料

- ・社会福祉士養成講座編集委員会編集『新・社会福祉士養成講座19 権利擁護と成年後見制度 第2版』中央法規、2009年
 - ・高木博史「生活保護開始仮の義務付け決定に社会福祉士が果たした役割と今後の展望」『賃金と社会保障1519・1520 2010年8月合併号』旬報社、2010年
 - ・「年金担保貸付事業の廃止についての意見書」日本弁護士連合会、2010年2月18日付
 - ・山口道宏編『申請主義の壁 年金・介護・生活保護をめぐって』現代書館、2010年
 - ・高木博史「社会福祉士による高齢者の地域生活支援 -生活保護開始仮の義務付け決定」全国老人福祉問題研究会編集『月刊 ゆたかなくらし 2010年5月号』本の泉社、2010年
 - ・井端正幸・渡名喜庸安・仲山忠克編『憲法と沖縄を問う』法律文化社、2010年
 - ・高木博史「地域福祉における独立型社会福祉士事務所の意義と課題 -生活困窮者支援の取り組みを中心として-」『立正社会福祉研究 第13巻1号』立正大学社会福祉学会、2011年
 - ・「平成21年（行ク）第7号 生活保護開始仮の義務付け申立事件」決定書、那覇地方裁判所、2009年
 - ・「沖縄タイムス、2010年2月21日付」
 - ・「福祉新聞 2011年9月5日付」
 - ・繁澤多美「地域生活支援における社会福祉士と弁護士の連携 -生活保護開始仮の義務付け認容決定と今後の展望」総合社会福祉研究所編『福祉のひろば 2010年3月号』かもがわ出版、2010年
 - ・独立行政法人福祉医療機構ホームページ
- <http://hp.wam.go.jp/guide/nenkin/outline/tabid/251/Default.aspx> (2011年11月アクセス)